



オーストラリアからの出国

このページで提供している情報

[外国籍者](#)

[自国に帰国する一時滞在ビザ保有者](#)

[オーストラリア国籍者・永住者](#)

オーストラリアは、オーストラリアのコミュニティにおける健康を守るために、厳しい国境保護策を取っています。現在、オーストラリアを発着する航空便は非常に限られており、出国を認められている方でも現時点では渡航できない可能性があります。詳細は、[National Cabinet \[国家内閣\] の報道向け声明](#)を確認してください。

オーストラリア国籍者を含む、オーストラリアに到着するすべての渡航者は、到着港・到着空港の所在地にあるホテルなどの指定施設での 14 日間の強制的な自己隔離措置の対象となります。詳細は、[Coronavirus \(COVID-19\) advice for travellers \[新型コロナウイルス \(COVID-19\) に関する渡航者向けアドバイス\]](#)を確認してください。なお、自己隔離にかかる費用については、自己負担することを要求される可能性があります。自己隔離義務についての情報は、当該の[各州・準州の保健管轄省](#)にお問い合わせください。

外国籍者

州・準州による州境規制や事業・商店の休業、対人距離（ソーシャル・ディスタンス）要件などを含む、オーストラリアにおける現在の COVID-19（新型コロナウイルス）関連の様々な状況を踏まえ、海外からの訪問者は、可能であれば自国に帰国するよう推奨されています。

また、一時滞在ビザ保有者は、COVID-19 関連規制の発令期間中にオーストラリアに再入国することを希望する場合に、通常は渡航規制の適用除外措置を受ける必要がある点に注意してください。国境警備局長による渡航規制の適用除外措置についての詳細は、[Coming to Australia \[オーストラリアへの渡航\]](#)の項を確認してください。

自国に帰国する一時滞在ビザ保有者

COVID-19 の影響を受けた一時滞在ビザ保有者は、自国の国境規制上認められるのであれば、自国への帰国を手配することができます。

一時滞在ビザ保有者は、オーストラリアからの出国に際して渡航規制の適用除外措置を受ける必要はありませんので、自国の国境規制に基づいて帰国が認められている限りは、いつでもオーストラリアを出国することができます。

ただし、COVID-19 に関する状況は随時変化していますので、ご注意ください。

毎週、つぎの点を確認するようにしましょう：

- 国境規制状況
- 航空便の運航・チケット販売状況

民間航空会社の航空便は、オーストラリア国内のいくつかの主要空港で運航されています。現在、以下の航空会社がオーストラリアから出国する便を運航しています：

以下を含む航空会社がフライトを運航しています：[AirAsia \[エアアジア\]](#) | [Air New Zealand \[ニュージーランド航空\]](#) | [China Airlines \[中華航空\]](#) | [China Southern Airlines \[中国南方航空\]](#) | [Emirates \[エミレーツ航空\]](#) | [Malaysia Airlines \[マレーシア航空\]](#) | [SriLankan Airlines \[スリランカ航空\]](#) | [Qatar Airways \[カタール航空\]](#) | [United \[ユナイテッド航空\]](#)

また、民間もしくは政府による自国へのチャーター便／救出便があるかどうかも確認したほうが良いでしょう。

現在、インドがチャーター便／救出便を手配中です。

自国への帰国のために他にも支援が必要な場合は、自国の在オーストラリア[大使館・領事館](#)に問い合わせることができます。

また、自身の[連絡先等を登録](#)することもできます。

登録された情報はオーストラリア連邦外務・貿易省に提供され、同省から登録者の国の政府（オーストラリア国外の当該国機関、もしくは当該国の在オーストラリア大使館／領事館／高等弁務官事務所）にその情報が提供される可能性があります。

このサービスは、一時滞在ビザ保有者のみを対象としています。

オーストラリア国籍者・永住者

オーストラリア国籍者または永住者は、COVID-19 のための規制を踏まえ、渡航規制の適用除外措置を受けない限り、オーストラリアからの出国を認められていません。適用除外措置は[オンラインで申請](#)できますが、当該の渡航がつぎの条件のうち、少なくとも 1 つを満たしていなければなりません：

- 援助の提供を含む COVID-19 感染拡大への対応の一環である
- 重要産業もしくは重要事業（輸出入産業を含む）の遂行に不可欠である
- オーストラリアでは受けられない緊急の治療のためである
- 緊急かつ不可避な私用のためである
- 人道的な理由または酌量すべき事情のためである
- 国益に資する渡航である

渡航規制の適用除外措置を申請するオーストラリア国籍者・永住者は、申請理由についての自らの主張の根拠となるような、以下に挙げるものを含み得る証明書類等を提供しなければなりません：

- パスポート
- 婚姻証明書
- 出生証明書
- 死亡証明書
- 交際関係や近親関係を証明する書類等（例：シェア／共同での賃貸契約書や共同名義の銀行口座など）

- リース契約書や採用通知書、あるいは所有物が搬送されていることを証明する書類など、長期的に他国へ転居することを証明する書類等
- オーストラリアのものと同国のもののいずれかもしくは両方を含む、有効なビザを保有していることを証明する書類等
- 渡航が必要な理由の供述書を伴う、治療や症状についての医師もしくは病院からの書簡
- 渡航が必要な理由または申請者が行う作業・職務が重要であることを示す、雇用主からの書簡
- 申請者がいつオーストラリアに帰国することを希望しているのかを示す供述書またはそれを証明する書類等
- 自らの申請の根拠となるようなもので、申請者が用意できるその他の証明書類等

渡航規制の適用除外を申請する根拠となる証明書類等はすべて、正式に英訳されたものでなければなりません。

渡航規制の適用除外措置の申請は、早くても予定している渡航の3ヵ月前、遅くとも渡航予定の4週間前までに行うようにしてください。

適用除外を認められなかった場合は、予定している渡航の準備・手配はそれ以上進めないでください。適用除外を認められた場合は、当局によるその判断を証明する書類を空港までお持ちください。

以下に該当する方は、渡航規制の適用から除外されています：

- 普段オーストラリア以外の国に居住している方
- 航空会社および船舶の乗務員、ならびに関連する安全作業従事者
- ニュージーランド国籍者でスペシャルカテゴリー・ビザ（サブクラス 444）を保有している方
- 輸出貨物業における日常業務の従事者
- 海上の資源採掘施設等での必要作業に関連している方
- オーストラリア国防軍所属者を含む、政府公務で渡航する方

普段オーストラリア以外の国に居住しているとみなされるのは、国際渡航履歴上で過去12ヵ月から24ヵ月の期間中に、オーストラリア国内よりもオーストラリア国外で過ごした時間の方が長いことが示されている場合です。なお、これに該当する方は、自身の渡航履歴を書面で携帯する必要はありません。空港にいるオーストラリア国境警備局の担当官は、必要であれば省のシステムから旅客の渡航履歴を確認することができます。

過去12ヵ月から24ヵ月の期間中にオーストラリア国内よりもオーストラリア国外で過ごした時間の方が長いわけではないものの、自身が普段オーストラリア以外の国に居住していると考えの方は、渡航規制の適用除外措置の申請を提出することができます。

こうした申請には、たとえばつぎのような証明書類等が含まれていなければなりません：

- オーストラリア以外の国に既成の定住用住居があることを示す文書
- 近親者の居場所
- オーストラリア国外での就労のための雇用契約
- 扶養する子どもの入学書類
- 継続的な事業・不動産権益を証明する書類等
- 重国籍者もしくはオーストラリア以外の国の有効なビザの保有者であることを証明する書類等

- オーストラリア以外の国を離れている状態が一時的なものであり、その国に戻る予定であることを証明する書類等

自身が渡航規制の適用除外措置を必要としないと考える方は、空港でのチェックインの際に、こうした証明書類等を提示することができます。しかし、自らの状況が普段オーストラリア以外の国に居住している者の定義にあてはまるかどうかについて少しでも疑いがある場合は、遅くとも出国予定から4週間前にはこの点について評価・判断を受ける要請を提出することが推奨されています。